

令和元年度下期PETボトル再商品化に関する入札について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が発注する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に規定される分別基準適合物の再商品化について、以下に記載した業務の入札に参加しようとする事業者は、次により当協会への申請を行ってください。

令和元年 5 月 23 日

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号

郵政福祉琴平ビル2階

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 対象業務

PETボトル分別基準適合物の再商品化

2. 入札方法

- ① 再商品化の入札・選定は、運搬事業者と3項に記載する当協会への事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、入札対象となる市町村・一部事務組合の保管施設ごとに行います。（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません。）
- ② このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。
- ③ この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者の選定の準則は、4項の「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」のとおりです。
- ④ 入札の方法につきましては、令和元年度下期保管施設ごとの入札条件リスト、契約条件、再生処理事業者の工場所在地および担当連絡先リスト等の再商品化に関する入札書類の内容に従ってください。
- ⑤ 入札説明会は開催いたしません。運搬事業者の方等で、入札の方法等についてご不明点等がある場合には、個別にご説明を行いますので「6. 問い合わせ先」に直接お問い合わせください。
- ⑥ 入札は、「オンライン入札」となっています。「オンライン入札」への参加方法につきましては、入札書類をご参照ください。
- ⑦ 入札に基づく契約期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6か月間とします。

3. 再生処理事業者リスト

- ・当協会に登録を完了した令和元年度下期の再生処理事業者のリストについては、当協会ホームページ（URL：<http://www.jcpra.or.jp/>）をご参照ください。
- ・登録は入札への参加資格の一部であり、再商品化事業の受注を意味するものではありません。

4. 運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。

(1) 運搬事業者が以下の条件を満たしていること。

①容器包装の運搬に共通の事項

- (ア) 価格が公正かつ適正であること。
- (イ) 常時連絡可能な連絡先を有していること。
- (ウ) 積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
- (エ) 市町村等の依頼に応じて、2週間以内に引き取り・運搬が行われること。
- (オ) 契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
- (カ) 法施行令第9条に定める基準に合致すること。
- (キ) 関連法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

②PETボトルの運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。

(2) その他運搬事業者に対して考慮すべき、運搬に共通の事項

- (ア) 価格
- (イ) 積載トン数別の車両保有台数（専用車両台数、兼用車両台数等）、形式（平ボディー、ダンプタイプ等）
- (ウ) 入札対象となる容器包装の引き取り・運搬業務を実施した経験の有無
- (エ) 入札対象となる市町村において一般廃棄物等の運搬もしくは許可を受けてその業務を実施した経験の有無

5. 入札の期限

入札は、令和元年7月16日（火）から令和元年8月1日（木）まで「オンライン入札」により受け付けます。

6. 問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

PETボトル事業部 TEL：03-5532-8691、8692、8578

FAX：03-5532-8515

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階

以上